

○ 構造設備基準（法 12（13）条，条例 4 条）

その他注意事項

- 1 適当な広さの更衣等を行う休憩室を備えることが望ましい。
- 2 便所には、石鹸等を備えた専用の流水式手洗い設備を有することが望ましい。
- 3 洗場（シャンプー台との兼用は不可。）は、使用した器具を洗浄するための器具洗い場として、器具の形状、数量に応じたものとする。

○ 衛生上必要な措置基準（法 8 条，省令 24 条，条例 3 条）

項目	基 準
清潔の確保	皮膚に接する布片及び器具は，清潔に保つこと。（法 8 条 1 号）
消毒を要する器具等	【消毒を要する器具】 1 皮膚に接する布片 2 皮膚に接する器具（クリッパー，はさみ，くし，刷毛，ふけとり，かみそり等） ※ 皮膚に接する布片は客 1 名ごとにこれを取り替え，皮膚に接する器具は客 1 名ごとにこれを消毒すること。（法 8 条 2 号） 【消毒方法（施行規則 25 条）】 1 かみそり（頭髮切断専用のものを除く。）及びかみそり以外の器具で血液が付着しているもの（疑いのあるものを含む。） ① 煮沸消毒（沸騰後，2 分間以上煮沸） ② エタノール消毒（76.9～81.4%水溶液に 10 分間以上浸す。） ③ 次亜塩素酸ナトリウム消毒（0.1%以上の水溶液に 10 分間以上浸す。） 2 1 記載以外の器具 ① 紫外線消毒（85μW 以上/cm²，20 分間以上照射する。） ② 煮沸消毒（沸騰後，2 分間以上煮沸） ③ 蒸気消毒（80℃以上の湿熱に 10 分間以上触れさせる。） ④ エタノール消毒（76.9～81.4%水溶液に 10 分間以上浸す又は当該水溶液を含ませたガーゼ等で表面を拭く。） ⑤ 次亜塩素酸ナトリウム消毒（0.01%以上の水溶液に 10 分間以上浸す。） ⑥ 逆性石鹼消毒（0.1%以上の水溶液に 10 分間以上浸す。） ⑦ グルコン酸クロルヘキシジン消毒（0.05%以上の水溶液に 10 分間以上浸す。） ⑧ 両性界面活性剤消毒（0.1%以上の水溶液に 10 分間以上浸す。）
作業着	洗浄済の作業衣を着用すること。（条例 3 条 1 号）
手指消毒	手指の爪は常に短くし，客 1 人ごとに手指を消毒すること。（条例 3 条 2 号）
顔そり用（理容）毛そり用（美容）石けん液	客 1 人ごとに新しいものに取り替えること。（条例 3 条 3 号）
その他	衛生上有害となるおそれのない医薬品，化粧品その他これに類するものを使用すること。（条例 3 条 4 号）